

プレスリリース

平成16年3月10日
農林水産省

**高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルの一部改正及び
本病の発生(第2例目)に係る移動制限区域の解除等について**

- 1 3月3日に開催された「第5回家きん疾病小委員会」において、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置のよりの確な運用が図られるようマニュアルを改正することとされたことから、今般、マニュアルの一部を**別紙のとおり**改正したのでお知らせします。
- 2 また、2月17日に確認された2例目の高病原性鳥インフルエンザの発生に係る移動制限区域の解除について、今般、大分県より協議があり、**別添のとおり** [\[PDF\]](#) 回答したのでお知らせします。

連絡先
農林水産省消費・安全局衛生管理課
直通：03-3502-8206
代表：03-3502-8111
小倉、伏見(内線3202,3223)